

保護者各位

えびの市教育委員会  
(公印省略)

令和4年度準要保護児童生徒就学援助費について（お知らせ）

えびの市では、小・中学生の保護者で経済的理由により給食費や学用品費など学校で必要な費用の支払いが困難な方を対象に援助（就学援助）を行っています。

つきましては、下記をご確認のうえ、「就学援助費の申込みについて」を2月10日までに学校に提出してください。

なお、新小学1年生及び新中学1年生に兄弟・姉妹のいる方で新入学学用品費入学前支給時に申請された方は、「申請済」に○をつけて提出してください。

記

- 1 就学援助を必要とする者の条件  
教育扶助（生活扶助）を受けていない家庭で、経済的理由により生活状態が悪く援助を必要とする児童生徒であること。
- 2 申請の方法（毎年度申請が必要です。）  
申込みを希望される方には、後日申請書を配布します。  
なお、小・中学生がいるご家庭は小学生の弟妹分もあわせて中学校での申請となりますので小学校での申請書の配布は行いません。  
申請書に世帯全員の収入状況、申請理由を詳細に記入し、学校へ提出してください。
- 3 認定審査の方法  
「就学援助費申請書」により学校長の意見を参考にして、教育委員会で審査し認定します。（必要に応じて、世帯員の収入や資産状況を調査審査します。）  
なお、申請者が全て認定されるとは限りません。  
※認定の結果については、令和3年分の所得額が確定する5月に学校を通じて連絡いたします。

きりとり線

全生徒提出

就学援助費の申込みについて

(いずれかに○をつけてください。)

学校長 殿

申込みをする ・ 申込みをしない ・ 申請済

年 組

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)